
手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書
(2021 年度)

2022 年 3 月 31 日

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会
(事務局：一般社団法人 全国銀行協会)

検討会メンバー

2022年3月31日時点

委員	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	小出 篤	学習院大学法学部教授
	小林 明彦	片岡総合法律事務所パートナー弁護士／中央大学法科大学院教授
	加藤 正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
	土井 和雄	全国商工会連合会政策推進部事業環境課長
	今村 哲也	全国中小企業団体中央会政策推進部副部長
	鈴木 陽	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部統括主幹
	山下 正通	金融庁監督局銀行第一課長
	若林 伸佳	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	遠藤 幹夫	中小企業庁事業環境部取引課長
	清水 英嗣	(株)みずほ銀行執行理事事務企画部長
	向井 理人	(株)三菱UFJ銀行執行役員事務企画部長
	内藤 泰介	(株)三井住友銀行事務統括部長
	滝澤 聡康	(株)静岡銀行常務執行役員事務サポート部長
	細野 拓朗	(株)北洋銀行常務執行役員事務企画部長
	上田 正	三井住友信託銀行(株)法人企画部統括主任調査役
	森田 泰彰	一般社団法人全国信用金庫協会業務推進部長
	飯國 健一	一般社団法人全国信用組合中央協会調査企画部部長
	弘中 達也	労働金庫連合会業務部長
	水野 孝昭	農林中央金庫JAバンク業務革新部長
	君塚 浩二	(株)商工組合中央金庫資産サポート部長
	土師 潤	(株)全銀電子債権ネットワーク代表執行役社長
オブザーバー	河上 理央	(株)NTTデータ第五金融事業本部 決済ITサービス事業部全銀統括部全銀担当部長
	新郷 貴司	(株)日立製作所金融営業第二本部第一部長
	大戸 邦浩	日本ユニシス(株) ファイナンシャル第一事業部営業四部長
	渡辺 諭	法務省民事局参事官
	白取佑佳子	日本銀行決済機構局企画役
	傳 昭浩	(株)ゆうちょ銀行執行役事務統括部長

事務局 佐藤 純一 一般社団法人全国銀行協会委員会室長
((株)三井住友銀行経営企画部全銀協会長行室長)
小川 幹夫 一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部長

(敬称略)

<目次>

1. 序文	4
2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要	5
3. 2021 年中の全国手形交換枚数等の状況	5
(1) 全国手形交換枚数の推移等（年間削減目標の達成状況）	5
(2) でんさい発生記録請求件数の推移等	7
4. 2021 年度の実績	8
(1) フォローアップの結果概要	8
(2) 金融界における取組み	13
① 約束手形と同等以上の商品性の確保	13
② 周知広報活動	13
③ その他証券の削減に向けた取組み	16
④ 企業間取引の電子化・効率化のための取組み	18
(3) 産業界における取組状況	19
① 産業界における自主行動計画の策定・改定状況	19
② 産業界における自主行動計画のフォローアップの状況	20
(4) 産業界と金融界の連携状況	22
5. 今後の課題と方向性	23
(1) 政府からの要請事項	23
(2) 来年度（2022 年度）以降の取組み	24
6. 終わりに	25

1. 序文

手形・小切手機能の電子化状況に関する調査報告書（以下「本調査報告書」という。）は、2018年12月に取りまとめられた「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」¹（以下「検討会報告書」という。）における中間的な目標「全面的な電子化を視野に入れつつ、5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行すること」の達成に向け、電子化の状況を定期的にモニタリングしたうえで、その結果を取りまとめ、年1回公表することとされたものであり、これまでに計2回（2019年度および2020年度）作成し、公表している。

このうち、2020年度の調査報告書では、手形・小切手機能の電子化に対する社会的要請がさらに高まったことを受け、「全面的な電子化」を議論する検討会を設置し、自主行動計画等の策定および必要なフォローアップを行うこととした。

これを受け、2021年4月、一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）が事務局を務める「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、同年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことも踏まえ、同年7月、検討会において「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」²（以下「自主行動計画」という。）を策定した。

自主行動計画は、「2026年度末までに全国手形交換所における手形（約束手形、為替手形）・小切手（以下「約束手形等」という。）の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標とする、約束手形等の電子化推進策を取りまとめたものであり、当該目標達成に向け、毎年のフォローアップおよび中間的な評価（2024年度）を行うこととされている。

このうち、毎年のフォローアップについては、各金融機関における取組状況を調査・確認したうえで、その結果を本調査報告書に取りまとめ、公表するとされており、今般、自主行動計画にもとづく計画期間（2021～2026年度）のうち、初年度（2021年度）のフォローアップ結果等を取りまとめた。

¹ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2018/n10908/>

² https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news330719_1.pdf

2. 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画の概要

項番	項目	内容
1	計画期間	自主行動計画策定（2021年7月19日）後から2026年度末までの約5年間
2	基本方針	約束手形等について、「紙」による決済をやめる観点から、電子的決済サービス（「電子記録債権」または「インターネットバンキング（以下「IB」という。）による振込」）への移行を強力に推進していくことで、産業界および金融界双方の事務負担・コスト削減やリスク軽減に寄与し、最終的に約束手形等の利用の廃止につなげる
3	最終目標	2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする

3. 2021年中の全国手形交換枚数等の状況

(1) 全国手形交換枚数の推移等³（年間削減目標の達成状況）

自主行動計画では、目標達成に向けた約束手形等の年間削減目標として、約536万枚（最終年の2026年は約550万枚）の削減を設定しているほか、検討会報告書における中間的な目標「（2019年から2023年までの）5年間で全国手形交換枚数（手形・小切手・その他証券の合計）の約6割が電子的な方法に移行（年間削減目標：約616万枚削減）」について、2023年まで引き続きフォローアップしていくこととしている。そのため、2023年度までは、この2つの年間削減目標の達成状況をフォローアップする。

2021年中の全国手形交換枚数について、自主行動計画における約束手形等の年間削減目標は未達となった（目標達成率約95%）。また、検討会報告書における中間的な目標（「その他証券」を含む全国手形交換枚数）の達成に向けた年間削減目標も、未達（目標達成率約82%）となり、2019年から2021年の3年累計では、約84%の達成率に止まっている。2026年度末を期限とする目標達成に向けては、より一層、取組みを強化する必要がある。

³ 本項における約束手形等の交換枚数は、目標値を含め、推計値であり、全国手形交換枚数における手形・小切手・その他証券の構成比率にもとづき算出している。なお、当該比率は、毎年3月に、東京、大阪および名古屋の手形交換所を対象に実施している種類別調査の結果にもとづき算出した比率が、全国手形交換枚数においても同様であると推定したものである（2021年3月の構成比率は、手形（約29%）・小切手（約46%）・その他証券（約24%））。

【図表1：全国手形交換枚数の推移（手形・小切手）】



【図表2：目標達成状況】

対象証券	手形・小切手							
	手形・小切手・其他証券類 ⁴							
期間	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
目標値 (万枚)	4,520	3,904	2,693 3,287	2,157 2,671	1,621 2,055	1,085	550	0
実績値 (万枚)	4,763	3,228 4,091	2,718 3,588	—	—	—	—	—
前年比 増減率 (%)	—	▲14	▲16 ▲12	—	—	—	—	—

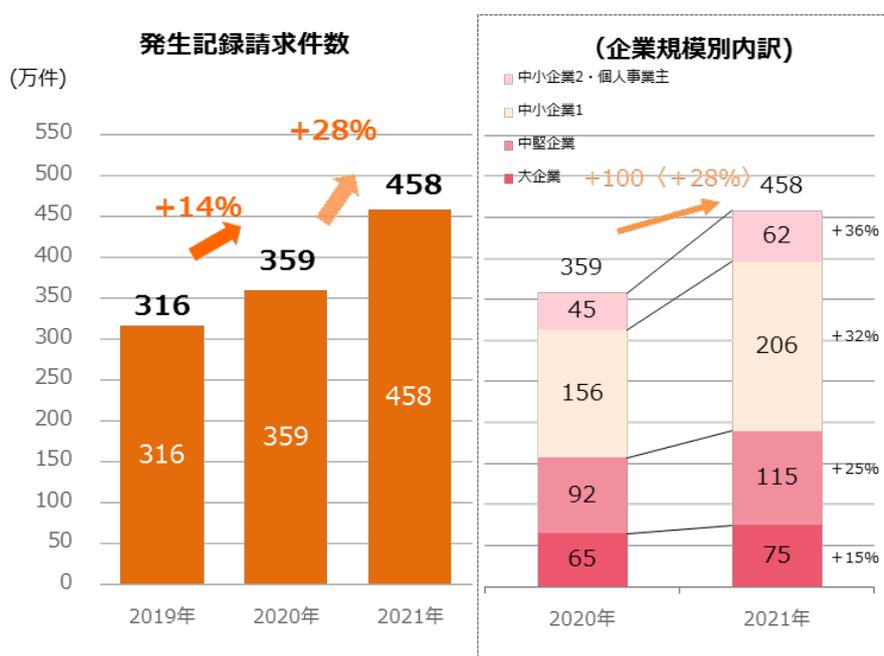
⁴ 手形交換所で交換される証券には、約束手形等のほかに、株式配当金領収証や定額小為替証書などの「其他証券」と、税公金納付済通知書などの「指定文書」、そのほか「一般文書」がある（これらを合わせて「其他証券類」という）。

(2) でんさい発生記録請求件数の推移等

自主行動計画では、約束手形等の移行先の一つとして電子記録債権が位置付けられている⁵ことから、「でんさい発生記録請求件数」は、「全国手形交換枚数」を構成する手形・小切手機能の電子化の状況を計測する指標となる。

「でんさい発生記録請求件数」の前年対比増加件数は、2013年のサービス開始以降、毎年50万件前後で推移していたが、2021年は、前年対比約99.5万件の増加（年間：4,583,752件）となり、増加率が大幅に拡大（14%⇒28%）した。また、企業規模別に見ても中小企業を中心に満遍なく増加した。

【図表3：でんさいの発生記録請求件数と前年対比増加件数】



※大企業：資本金10億円以上／中堅企業：〃1億円以上10億円未満／
中小企業1：〃2,000万円以上1億円未満／中小企業2：〃2,000万円未満

⁵ 自主行動計画では、約束手形等の移行先として、電子的決済サービス（「電子記録債権」または「IBによる振込」）を位置付けている。なお、決済手段は多様化しており、この他に、法人クレジットカード、ファクタリング、口座振替の手段も想定される。

4. 2021 年度 of 取組実績

(1) フォローアップの結果概要

自主行動計画では、計画期間内の毎年 3 月に評価項目の取組状況を調査・確認したうえで、その結果を本調査報告書に取りまとめ、公表することとしている。また、検討会は、金融界における関係団体⁶および都市銀行等におけるフォローアップ結果を踏まえ、総括的なフォローアップを行うこととしている。さらに、自主行動計画を踏まえた各金融機関の取組については、2024 年度に中間的な評価を行い、PDCA の実効性を高めることとしている。

2021 年度は、自主行動計画における評価項目にもとづき、各金融機関における 2020 年および 2021 年における取組状況を確認し、フォローアップ調査を行った（図表 4）。

【図表 4：フォローアップ調査実施状況】

	2020 年調査 ⁷	2021 年調査
調査の趣旨	2022 年 3 月実施予定のフォローアップに当たり、各金融機関における取組みの進捗の比較検証※を効果的に行う観点から、基礎調査の位置付けで実施 ※ 2020 年と 2021 年における取組状況を比較	自主行動計画における最終目標の達成に向けた、金融機関における取組みの進捗状況を確認するために実施
調査主体	検討会事務局（全銀協）（一部業態は関係団体を通じて実施）	
調査対象	約束手形等の取扱いがある預金取扱金融機関 ⁸	
対象期間	2020 年 1～12 月	2021 年 1～12 月
調査実施期間	2021 年 8～9 月	2021 年 12 月～2022 年 2 月
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ① 約束手形等の持帰枚数および発行枚数の減少状況 ② 約束手形等の発行手数料、取立手数料等の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無 ③ 電子的決済サービスに係る手数料の合理的かつ適正な価格への見直し（約束手形等に係るコストとの比較）の検討有無 ④ 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策（UI/UX などの操作 	

⁶ 一般社団法人全国地方銀行協会、一般社団法人第二地方銀行協会、一般社団法人信託協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人全国信用組合中央協会、労働金庫連合会、農林中央金庫

⁷ 調査結果は、検討会第 5 回会合（2021 年 10 月 25 日書面開催）に報告
<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tegata-denshi/>

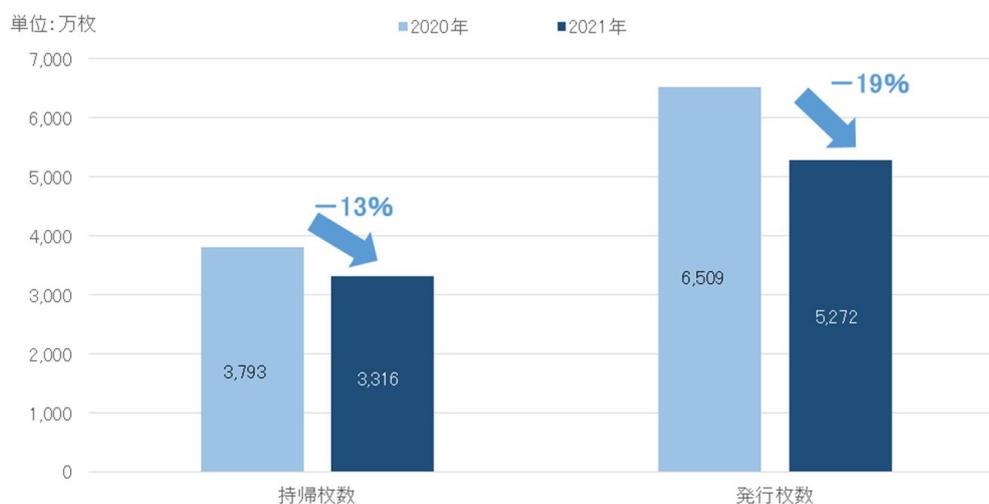
⁸ 2021 年調査においては、調査対象である 1,146 機関のうち、885 機関から回答を受領した（回答率：77.2%）。

	2020年調査 ⁷	2021年調査
	性・画面レイアウトの見直し、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応OS・ブラウザの拡大、取扱時間の拡大等の検討有無 ⑤ 電子的決済サービスの導入支援（導入・切替に対する支援、電子化に係る広報・宣伝の実施、会計ソフト等と一体したサービスの提供等）の実施有無 ⑥ 公的支援の活用を含む事業者への資金繰り支援の状況	

【調査結果】

① 約束手形等の持帰枚数および発行枚数の減少状況（参考値⁹）

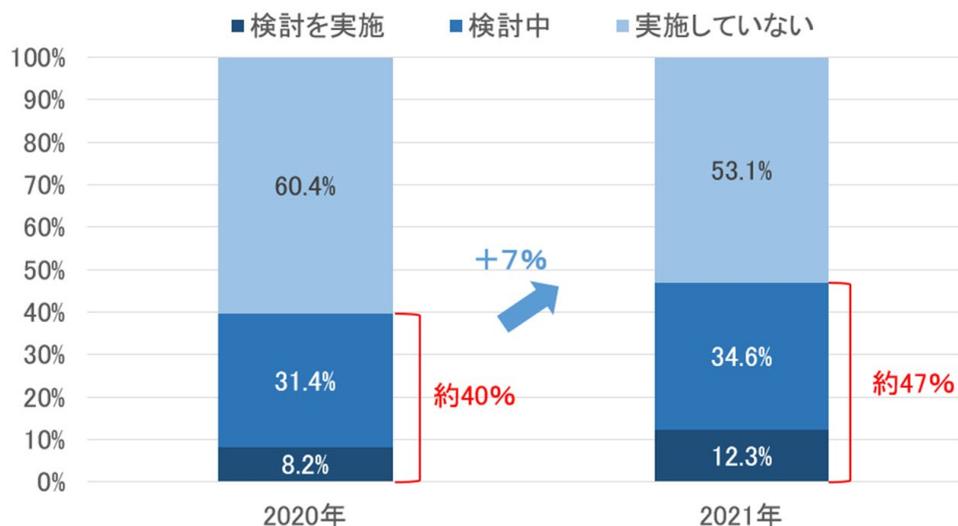
○ 各枚数は、いずれも前年比減少。発行枚数は約20%減



⁹ 各枚数は、各金融機関および金融界における関係団体から集計した枚数を積み上げたものだが、一部金融機関・業態においては、正確な実数の把握が困難であることから、推計値等で算出しており、全銀協が公表している全国手形交換枚数等と一致しない。

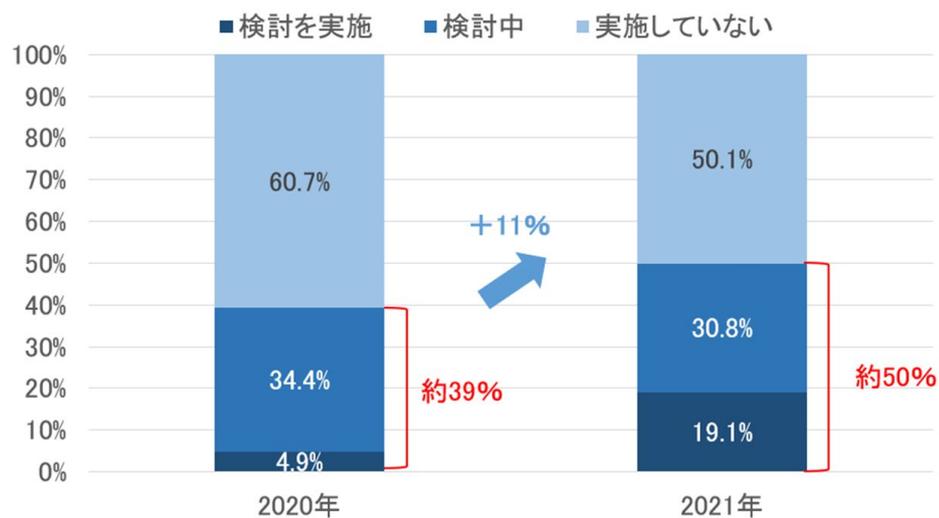
② 約束手形等の発行手数料、取立手数料等の合理的かつ適正な価格への見直しの検討有無

- 見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は、全体の約47%に達し、前年比約7%増加
- 手数料のうち、発行手数料の見直しを実施した金融機関が最多



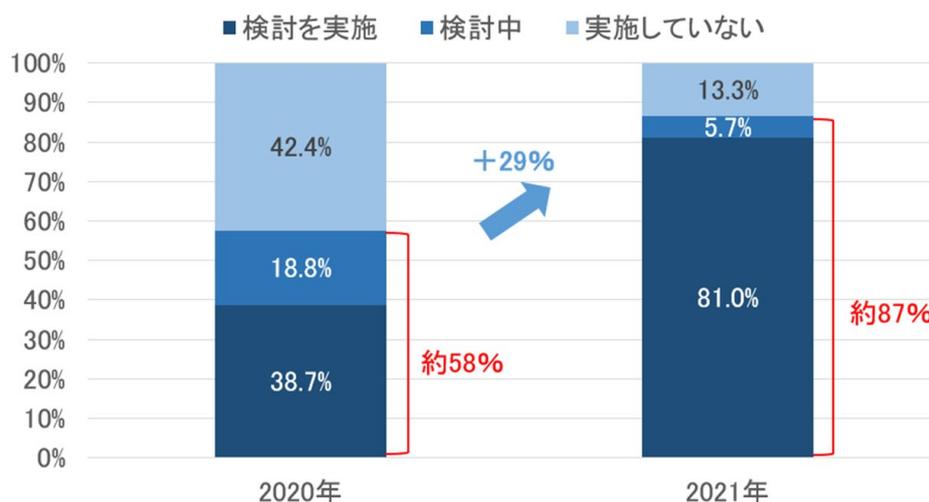
③ 電子的決済サービスに係る手数料の合理的かつ適正な価格への見直し（約束手形等に係るコストとの比較）の検討有無

- 見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は全体の約50%に達し、前年比約11%増加
- 手数料のうち、IBの料金プランの見直しを実施した金融機関が最多



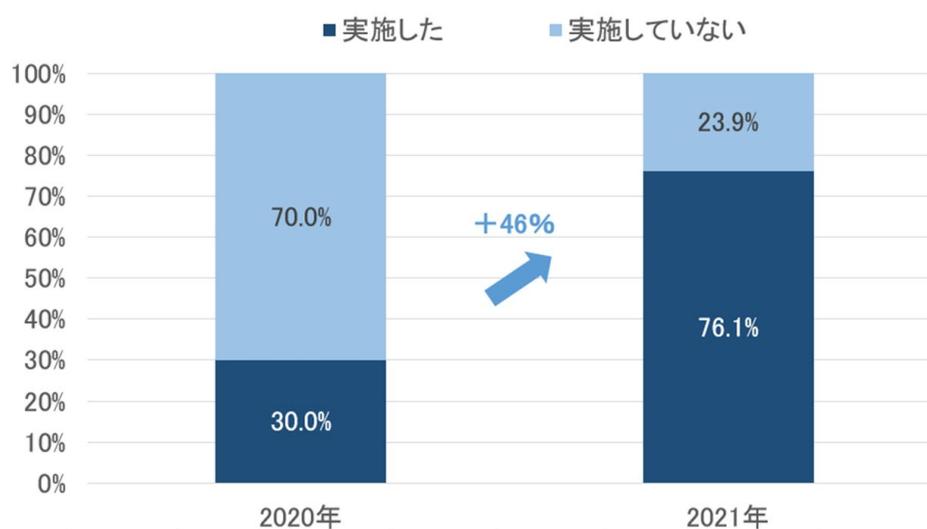
- ④ 電子的決済サービスの利便性向上（改善）策（UI/UXなどの操作性・画面レイアウトの見直し、セットアップ（初期設定）の簡素化、対応OS・ブラウザの拡大、取扱時間の拡大等）の検討有無

- 見直しの検討を実施済または検討中と回答した金融機関は全体の約87%に達し、前年比約30%増加
- UI/UXなどの操作性・画面レイアウトの見直しの検討を実施した金融機関が最多



- ⑤ 電子的決済サービスの導入支援（導入・切替に対する支援、電子化に係る広報・宣伝の実施、会計ソフト等と一体したサービスの提供等）の実施有無

- 導入支援を実施済と回答した金融機関は全体の約76%に達し、前年比約46%増加
- 電子化に係る広報・宣伝を実施した金融機関が最多



ここまで、自主行動計画策定前の 2020 年と策定後の 2021 年における取組みの進捗を比較検証してきたが、全ての評価項目において進捗状況が改善しており、自主行動計画の策定を契機に、各金融機関が自主行動計画に記載の取組事項を参考にして、各施策を主体的に実施してきたものと評価できる。各金融機関は、目標の達成に向け、引き続き主体的に自主行動計画に記載のあるような各施策を継続的かつ着実に実施する必要があるが、自主行動計画の策定期間は、2021 年 7 月であることから、2022 年における取組みは、さらなる進展が期待される。

⑥ 公的支援の活用を含む事業者への資金繰り支援の状況

- 事業者の資金調達ニーズに対しては、従来から事業実態とニーズを踏まえ、でんさい割引や当座貸越枠設定などのほか、必要に応じて債権流動化や ABL などの手法も提供。約束手形の利用廃止、またはサイト短縮による運転資金需要の増加に対しても同様
- 約束手形の利用を廃止する事業者を対象とする独自の融資商品を新設
- 資金用途を運転資金に限定した当座貸越極度枠の設定
- 約束手形利用事業者に柔軟な対応ができるよう、対象先リストを策定し、手形の利用見直しの検討状況や、それに伴う資金繰り変化、資金調達の必要可能性等をヒアリングする体制を構築

その他、本調査を通じて、金融機関における取組施策を確認し、他の金融機関の参考となる事例を整理した（図表 5）。

【図表 5：金融機関における取組事例】

- 本部の担当者と営業店が連携し、対象顧客を訪問するサポートや、リモートによる IB の導入・切替に関する支援を実施
- 事業者へのデジタル化支援の一環として、デジタル化応援ローンを新設
- 経済産業省が公表した約束手形廃止に係る指針を説明し、顧客ニーズを聴取

また、第 6 回検討会（2022 年 3 月 24 日開催）において、金融界メンバーから、小切手機能の電子化に向けた取組事例として、小切手を用いない窓口出金手続きの制定について紹介があった（図表 6）。

【図表 6：小切手を用いない窓口出金手続きの制定】

- これまで、窓口で当座勘定から出金する際、顧客は小切手を用いる必要があった
- そのため、小切手の代替としてキャッシュカードを用いた窓口出金手続きを制定（法人顧客が対象）
- これにより、顧客は小切手を用いることなく「出金伝票への記名捺印」と「キャッシュカードの提示・暗証番号確認」にて出金することが可能

(2) 金融界における取組み

① 約束手形と同等以上の商品性の確保

株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という。）は、手形利用企業が、よりでんさいへ移行しやすい環境の整備に向け、以下の取組みを実施した。

a. インターネットバンキングの契約がなくても利用可能な設計

でんさいネットは、現行の間接アクセス方式に加え、IBの契約がなくてもでんさいの利用を可能とする新しいチャネルの構築に向け、引き続き業務要件の詳細等について検討を行った（当該チャネルを構築する場合は、2024年中のリリースを想定。）。

b. でんさいの機能・サービスの改善

でんさいネットは、でんさいの発生日（譲渡日）から支払期日までの期間の短縮（現状：最短7銀行営業日⇒3銀行営業日）/債権金額の下限の引下げ（現状：1万円⇒1円）に向けて、引き続きシステム開発の対応を実施した（2022年度にサービスイン予定。）。

c. キャッシュバックキャンペーンの実施

でんさいネットは、主に手形の利用枚数・金額が小さく、電子的決済手段への移行によるコストメリットを享受しにくい企業の手形からでんさいへの移行を後押しすることを目的として、でんさいの新規利用者¹⁰を対象に、「【新規利用者限定】でんさい発生記録手数料一部キャッシュバックキャンペーン」を実施した。

キャンペーン期間中、同社の参加金融機関において手形利用企業をリストアップし、本キャンペーンを個別に案内する等、積極的にアプローチを行った結果、でんさいの新規利用者は過年度と比較して大幅に増加した¹¹。

② 周知広報活動

a. 各金融機関における取組み

(a) オンラインセミナー等の実施

多くの金融機関において、全銀協およびでんさいネットが開催するオンラインセミナーに共催し、セミナー参加企業の募集を行うとともに、参加企業に対するアフターフォローが行われた。オンラインセミナーへ

¹⁰ 2021年3月18日以降に初めて発生記録請求を行った利用者。

¹¹ キャンペーン期間中（2021年3月18日～2022年1月31日）、キャッシュバックの対象となった新規利用者（利用契約）は合計5,021社、発生記録請求件数は合計296,162件（同期間の前年比の増加件数：839,212件の約35.3%）。

の参加のきっかけとして、取引金融機関からの案内と回答した企業が約8割を占めており、共催金融機関からの積極的な周知が行われているものとみられる。また、金融機関において、Webセミナーを実施している事例や、職員向けの勉強会を開催している事例が見られた。

(b) 利用促進ツールの活用

複数の金融機関において、でんさいのWeb体験サービスを提供している事例が見受けられた。その中には、営業職員がタブレットを持参のうえ、顧客に対しWeb体験デモサービスを提供している例が見られた。また、でんさいネットが作成、または独自に作成したチラシ等の配布を行った金融機関が多く見られた。

(c) その他

法人IB(EB)の新規契約時や切替時のキャンペーンを実施している金融機関が複数見られた。

b. 全銀協・でんさいネットにおける取組み

全銀協およびでんさいネットは、企業に、より広範かつ網羅的にアプローチできるよう、以下のとおり、非対面アプローチを主体としたオンラインによる推進施策を実施した。

(a) 企業向けオンラインセミナーの開催

全銀協およびでんさいネットは、共催により、企業向けオンラインセミナー「手形・小切手の全面的な電子化セミナー～2026年度を目標とする手形・小切手の全面的な電子化に向けて～」(後援：金融庁、経済産業省、中小企業庁、日本商工会議所、一般社団法人日本経済団体連合会。共催金融機関：186金融機関)を、全8回開催した(2021年11月：4回、2022年1月：4回)(図表7)。

なお、本セミナーには、全8回合計で延べ2,930名(金融機関を除く)が参加した。今年度から、新たに「中小企業向け」の回を設定したこともあり、中小企業からの申込が多数を占めた。

当日の説明内容については、YouTubeの全銀協公式チャンネル¹²で動画を公開している。

¹² 全銀協公式チャンネル URL

<https://www.youtube.com/channel/UCa-uSbMZ1J2Brr26emQ4k-A>

【図表7：セミナープログラム】

講演者	対 象			
	手形・小切手を利用されている方	でんさい 支払利用検討者	中小企業の 経理担当の方	でんさい 受取利用検討者
全銀協	手形・小切手の全面的な電子化に向けた金融界における取組み			
でんさいネット	でんさいの基本的な仕組みと取組事例	でんさいの支払利用のポイントと取組事例	<ul style="list-style-type: none"> ➤ でんさいの基本的な仕組み ➤ でんさいの普及状況と取組事例 	でんさいの受取利用のポイントと取組事例

また、上記のセミナーのほか、でんさいネットは「楽しく♪でんさいオンラインセミナー」を全8回開催し（2021年5月：4回、7月：4回）、でんさいの基本的な仕組み・利用のポイント等について説明を行った。

(b) 「決済・経理業務の電子化推進強化月間」/「でんさい推進強化月間」の設定・実施

全銀協は、でんさいネットの「でんさい推進強化月間」と連携して、2021年11月を「決済・経理業務の電子化推進強化月間」として設定し、前項「②b. (a)企業向けオンラインセミナーの開催」に加えて、以下のとおり SNS 等を活用した集中的な周知を実施した。

- YouTube の全銀協公式チャンネルにオンラインセミナーにおける講演動画を掲載したほか、全銀協 SNS 公式アカウント (Twitter、Facebook) において決済高度化ポータルサイト¹³を紹介
- Web 広告により、決済高度化ポータルサイトを紹介

また、でんさいネットは、「でんさい推進強化月間」の期間中、同社の参加金融機関と一体となって、以下のとおり手形機能の全面的な電子化に向けた集中的な取組みを実施した（同期間中、参加金融機関からアプローチした企業へのヒアリング結果は図表8、9のとおり。）。全面的な電子化（でんさいの導入）に対する反応は、手形の支払企業・受取企業ともに、「前向き」を「後ろ向き」が上回った。後ろ向きな理由としては、「取引先がでんさいを利用していない」が最多であった。

- 「手形機能の全面的な電子化」チラシ (Appendix 1) の配布等による手形利用企業への周知

¹³ 決済高度化ポータルサイト URL
<https://www.zenginkyo.or.jp/kessai/?anc>

- でんさいネットが提供する「利用促進ツール」（リーフレット・マンガ等）等による手形利用企業へのでんさい導入の提案・支援

【図表8：アプローチした企業の全面的な電子化（でんさいの導入）に対する反応】

	前向き	どちらでもない	後ろ向き	合計
手形支払企業	11.1%	57.4%	31.5%	100%
手形受取企業	23.9%	48.2%	27.8%	100%

※ アプローチ企業数：延べ 380,868 社（うち参加金融機関からヒアリングを行った企業数は、支払企業：30,727 社/受取企業：13,276 社）

【図表9：全面的な電子化（でんさいの導入）に後ろ向きな理由】

○手形支払企業

回答内容	回答数
取引先がでんさいを利用していない	73
社内体制の変更が難しい・導入準備が面倒	41
IBを利用していない	26
全面電子化について知らない・対応しない	22
導入に費用がかかる	13
セキュリティに不安がある	11
導入方法・仕組みが分からない	10
利用手数料が手形よりも高い	7

○手形受取企業

回答内容	回答数
取引先がでんさいを利用していない	79
社内体制の変更が難しい・導入準備が面倒	50
IBを利用していない	43
全面電子化について知らない・対応しない	31
導入方法・仕組みが分からない	25
セキュリティに不安がある	20
導入に費用がかかる	12

※ 上記の「回答数」は、参加金融機関から、自金融機関の顧客において多かった理由として回答を受領した数。

（c）手形利用企業数等の実態調査の実施

でんさいネットは、参加金融機関が手形利用企業を把握する環境の醸成および同社における今後の普及促進策の検討に資するデータの取得を目的として、参加金融機関に対し、手形利用企業数等の実態調査を実施している。今後、同社において当該調査から得られたデータ等をもとに、より効果的な普及促進策を検討することとしている。

③ その他証券の削減に向けた取組み

その他証券のうち、交換枚数の多くを占める定額小為替証書について、以下のとおり、削減に向けた検討を実施した。

a. 定額小為替証書

2021 年度も関係者（ゆうちょ銀行）と定額小為替証書の削減に向けた意見交換を実施した。

定額小為替証書は、事業者から個人等への送金手段として利用されているほか、各種行政サービス（住民票や戸籍謄本等の請求）の決済手段として利用されている（ゆうちょ銀行調べ）ため、全銀協において、複

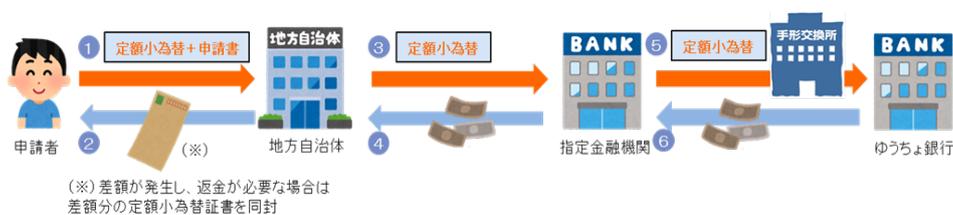
数の地方公共団体に対し、定額小為替証書の処理フロー（図表 10）、定額小為替証書を各種行政サービスの決済手段としている理由や、当該手段を振込等の電子的な手段に移行した場合の課題等（図表 11）について、確認した。

本件については、2021 年 9 月に開催された規制改革推進会議デジタルワーキング・グループ¹⁴において、戸籍謄抄本の請求等のオンライン化の促進等がテーマとして取りあげられている。また、2021 年 12 月に規制改革推進会議から公表された「当面の規制改革の実施事項」¹⁵の中で、「行政の手続におけるキャッシュレス化の推進」が掲げられ、「各府省は、支払い件数が 1 万件以上の手続等オンライン納付に取り組む」旨が記載されるとともに、「デジタル庁は、行政手続における手数料等について、キャッシュレス納付が可能となるよう、必要な法整備を行うとともに、各府省におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるようシステムの在り方を示す等の必要な措置を講ずる」とされている。このように、今後、定額小為替証書の代替手段の整備が検討されていることから、金融界としても関係省庁と抜本的な削減に向けて連携していく。

なお、全国手形交換枚数のうち、定額小為替証書の取扱枚数（2020 年度）は、約 539 万枚である（ゆうちょ銀行調べ）。

また、ゆうちょ銀行では、2022 年 1 月の商品・サービスの料金改定の一環として、定額小為替証書の発行手数料について 100 円/枚から 200 円/枚に改定するとともに、同証書の再交付料金を無料から 200 円/枚に有料化した。

【図表 10：地方公共団体における定額小為替証書の処理フロー】



¹⁴ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/210908/agenda.html>

¹⁵ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/opinion/211222.pdf>

【図表 11：定額小為替証書から電子的な手段に移行した場合の課題等】

項番	項目	概要
1	差額の発生	実態として、申請者の認識齟齬により差額が発生し、返金または追加徴収が必要になるケースが多い。返金が必要となる場合、定額小為替証書を用いれば、簡便に処理可能である一方、電子的な手段に移行する場合は、当該処理方法について検討が必要
2	入金消込	郵送により定額小為替証書を受け取る場合は、入金消込が容易であるが、電子的な手段に移行する場合は、決済者（振込者）と申請者との紐づけが課題
3	支払証憑	IB 画面を印刷した紙等を支払証憑とする場合、改ざんや取消が行われるリスクが存在
4	導入のハードル	イニシャルコスト、契約の事務負担、UI/UX の違いによる多画面化への対応については、共通システムがないと自治体の負担が大きい
5	デジタルデバインド	デジタル化に対応できない利用者への対応

b. 株式配当金領収証

株式配当金領収証による配当金の支払いは、手形・小切手機能の「全面的な電子化」と連携して、利用者の振込への移行に資する効果的な取組みについて検討する必要がある。

なお、全国手形交換枚数のうち、株式配当金領収証の取扱枚数（2020年度）は、約 88 万枚である（ゆうちょ銀行調べ）。

また、ゆうちょ銀行では、2022 年 4 月から、他の金融機関と同様に、全国銀行データ通信システムを通じた株式配当金の振込みに対応する予定としている。これまで株式配当金領収証による配当金の支払いを受けていた利用者も同行の口座を振込先として指定することが可能となる予定である。

④ 企業間取引の電子化・効率化のための取組み

自主行動計画においては、事業者の生産性向上には、販売・仕入管理、給与計算、財務会計などのバックオフィス業務と、それらから発生する「カネ」の動きとの連携による一体的な電子化が不可欠としている。この一体化の契機としては、2023 年 10 月のインボイス制度導入が挙げられ、同制度の導入により、請求の電子化が進むことが見込まれる。そのため、このタイミングにおいて請求だけでなく、上流にある受発注、下流にある決済まで含めた取引全体のデータ連携に係る仕組み（アーキテクチャ）を構築することが期待されている。

このような中、政府方針である「デジタル社会に向けた重点計画」（2021 年 6 月 18 日閣議決定）にもとづき、デジタル庁は、2021 年 10 月 13 日付で

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）に対して、データ化され、リアルタイムで把握可能な企業間の契約・決済の実装に向けた全体像の検討を依頼し、当該依頼にもとづき、IPAが事務局となって、経済産業省・中小企業庁・金融庁といった関係省庁の連携のもと、契約・決済等各領域の有識者を交えた検討会（契約・決済アーキテクチャ検討会）を設置し、アーキテクチャ設計のために必要な議論・検討が行われている。

なお、全銀協は一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークとともに、同検討会にオブザーバー参加している。

(3) 産業界における取組状況

① 産業界における自主行動計画の策定・改定状況

産業界における自主行動計画については、金融界と同様、2021年夏を目途とした策定が求められ、全ての業種・団体¹⁶（17業種50団体）において策定・改定が完了している（図表12）。このうち、新たな業種として「商社」が加わり、日本貿易会¹⁷が自主行動計画を策定している。今後も参加を促すインセンティブや関係省庁による働きかけにより、更なる業種拡大が期待される。

【図表12：産業界における自主行動計画の策定状況】

業界	団体	策定・改定時期	業界	団体	策定・改定時期	
自動車	日本自動車工業会	2021年10月	流通業・小売業	日本スーパーマーケット協会	2021年11月	
	日本自動車部品工業会	2021年10月		全国スーパーマーケット協会	2021年11月	
素形材	(8団体連名) 日本金型工業会、日本金属熱処理工業会、 日本金属プレス工業協会、日本ダイカスト 協会、日本鍛造協会、日本鋳造協会、日 本鋳鋼協会、日本粉末冶金工業会	2021年8月		日本フランチャイズチェーン協会	2021年9月	
	機械製造業	日本産業機械工業会		2021年11月	日本チェーンドラッグストア協会	2021年10月
		日本工作機械工業会		2021年11月	日本ボランティアチェーン協会	2021年9月
		日本建設機械工業会	2021年11月	日本DIY・ホームセンター協会	2021年9月	
		日本半導体製造装置協会	2021年9月	建材・住宅設備業	日本建材・住宅設備産業協会	2021年9月
日本ロボット工業会		2021年11月	日本製紙連合会		2021年9月	
航空宇宙工業	日本分析機器工業会	2021年10月	紙・紙加工業	全国段ボール工業組合連合会	2021年12月	
	日本航空宇宙工業会	2021年10月		金属産業	日本鉄鋼連盟	2021年10月
繊維	(2団体連名) 日本繊維産業連盟、繊維産業流通構造改 革推進協議会	2021年9月	日本電線工業会		2021年9月	
	電機・情報通信 機器	電子情報技術産業協会	2021年9月		日本アルミニウム協会	2021年9月
ビジネス機械・情報システム産業協会		2021年11月	日本伸銅協会		2021年9月	
情報通信ネットワーク産業協会		2021年10月	化学産業	(6団体連名) 日本化学工業協会、塩ビ工業・環境協 会、化成品工業協会、石油化学工業協 会、日本ゴム工業会、日本プラスチック 工業連盟	2021年9月	
日本電機工業会		2021年9月		トラック運送業	全日本トラック協会	2021年11月
情報サービス・ ソフトウェア	カメラ映像機器工業会	2021年9月	建設業	日本建設業連合会	2021年10月	
	情報サービス産業協会	2021年9月	警備業	全国警備業協会	2021年10月	
			放送コンテンツ業	放送コンテンツ適正取引推進協議会	2021年9月	
			商社	日本貿易会	2021年11月	

¹⁶ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/koudoukeikaku.htm>

¹⁷ <https://www.jftc.or.jp/credoetc/index7.html>

なお、全面的な電子化に向けてポイントとなる「約束手形の利用廃止」については、自主行動計画の策定・改定を公表した全ての業種において言及があった。主な記載内容は図表 13 のとおりであるが、「5. (1) 政府からの要請事項」に記載のとおり、本年 2 月に、政府から産業界に対して、約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定し、今夏を目処に各業種の自主行動計画に盛り込むかたちで改定することが要請されており、今後、具体的な取組みが進展することが期待される（詳細は後述）。

【図表 13: 産業界の自主行動計画における「約束手形の利用廃止」に係る主な記載内容（一例）】

- 約束手形の 5 年後の利用の廃止に向けて取り組む
- 約束手形から現金払いや電子的決済手段への移行に取り組む
- 約束手形の利用の廃止に向けた取組みを大企業から順にサプライチェーン全体で目指す

② 産業界における自主行動計画のフォローアップの状況

中小企業庁は、2021 年 10 月から 11 月にかけて、自主行動計画を策定している経済産業省所管団体に対し、従前から実施している下請等中小企業の取引条件の改善状況に関する調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施しており、2021 年度のフォローアップ調査から、約束手形の利用の廃止予定に係る設問が新たに追加された。

なお、フォローアップ調査の結果は、本年 3 月 2 日に開催された中小企業庁「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会取引問題小委員会」¹⁸（以下「中政審」という。）第 15 回会合で報告されており、このうち、約束手形の利用の廃止予定については、5 年以内に廃止を予定している企業は、発注側で 29%、受注側で 12%に止まった。5 年後までに廃止しない発注側企業の理由として、「特に理由はない（これまでの慣習など）」の回答が最多で、「取引先が電子的決済手段に対応しないため」が続いた（図表 14、15）。

¹⁸ <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/torihikimondai/index.html>

【図表 14：産業界における自主行動計画のフォローアップ結果（全体）（中政審第 15 回 会合資料から抜粋）】

	発注側	受注側
2021年以内に廃止する予定(今年中)	7%	2%
2022年以内に廃止する予定(1年以内)	4%	1%
2023年以内に廃止する予定(2年以内)	4%	1%
2024年以内に廃止する予定(3年以内)	3%	2%
2025年以内に廃止する予定(4年以内)	1%	1%
2026年以内に廃止する予定(5年以内)	9%	5%
時期は未定だが、廃止に向けて検討中	58%	38%
約束手形の廃止予定はない	13%	50%

※設問 2 9：「下請代金の支払いについて約束手形の廃止予定はいつか」という設問に対して、左記回答項目を設置。

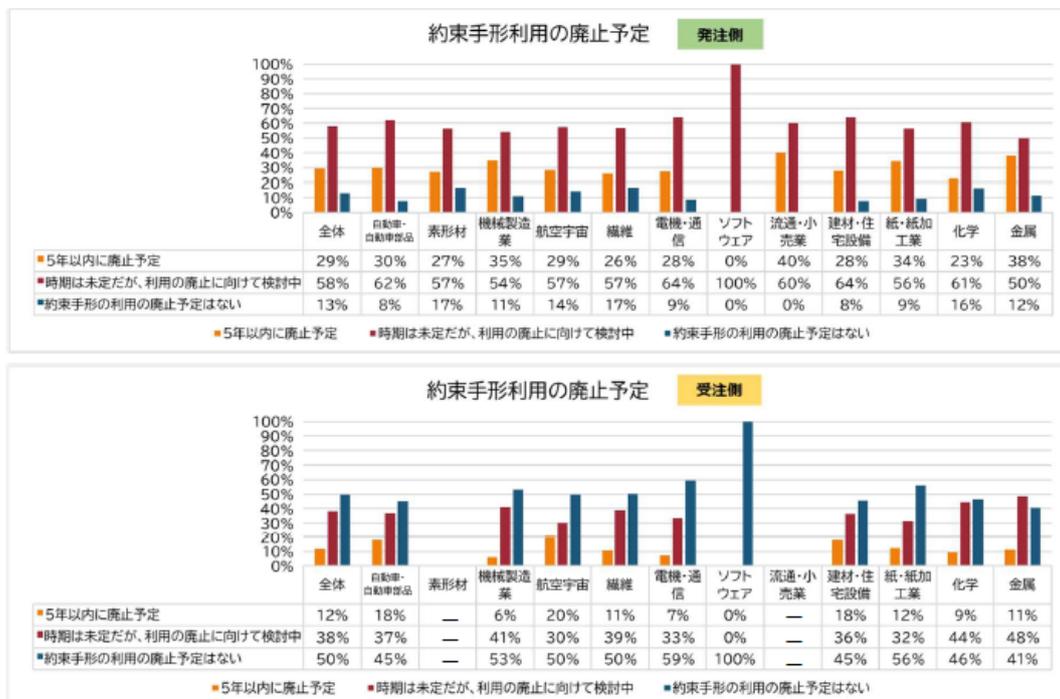
※『5年以内に廃止予定』の割合は、回答項目「今年中」～「5年以内」の合計から算出。各選択肢の割合は四捨五入して表記しているため、表上の数値の合計値と実際の合計値で誤差が生じることがある。

＜5年後までに廃止しない発注側企業の理由についての調査結果＞

	発注側
資金繰りがつかないため	12%
資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	16%
電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	3%
取引先が電子的決済手段に対応しないため	29%
電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	4%
取引先から約束手形の振出しを要望されるため	23%
特に理由はない(これまでの慣習など)	34%

※設問 3 1：「5年後までに約束手形の利用を廃止しない発注側企業の理由は何か」という設問に対して、左記回答項目を設置。

【図表 15：産業界における自主行動計画のフォローアップ結果（業種別）（中政審第 15 回 会合資料から抜粋）】



※設問 2 9：「下請代金の支払いについて約束手形の廃止予定はいつか」という設問に対して、「2021年以内に廃止する予定」「2022年以内に廃止する予定」「2023年以内に廃止する予定」「2024年以内に廃止する予定」「2025年以内に廃止する予定」「2026年以内に廃止する予定」「時期は未定だが、廃止に向けて検討中」「約束手形の廃止予定はない」の回答項目を設置。
 ※『5年以内に廃止予定』の割合は、回答項目「今年中」～「5年以内」の合計から算出。 ※「—」については、回答なし。

(4) 産業界と金融界の連携状況

約束手形等の利用を廃止するためには、利用者である産業界の理解および協力が不可欠であり、全銀協は、中小企業庁をはじめとする関係省庁や業界団体等と連携し、意見交換を実施した。

意見交換先は、自主行動計画を策定している17業種に対して希望を募り、希望があった以下6業種の業界団体等と実施した。

素形材、繊維、建材・住宅設備、金属産業、流通業、建設業

この意見交換を通じて、産業界からは、サプライチェーンの上流から取組みを進める必要性等、様々な課題等が寄せられた（図表16）。これらの課題等の解決に向けては、関係省庁と連携のうえ、今後も継続的に産業界とコミュニケーションをとりながら、必要な検討を実施するほか、より多くの業界の声に耳を傾けながら、必要な打ち手を検討していく。

【図表16：業界団体等との意見交換を通じて得られた主な課題等】

項番	項目	内容
1	サプライチェーンの上流から進める必要性	川上の企業で支払サイトを短くしなければ、中間や川下の企業で手形を廃止することは難しい。特に、大企業側からの取組みを強くお願いしたい
2	受発注間における認識のずれや力関係を考慮した対応の必要性	受注側から発注側への交渉や申入れを行うのは難しい場合があるのが実態。また、支払サイトの短縮を交渉することにより、本体価格の値下げにつながる場合もある
3	業界慣行の見直しに関する理解を広げる必要性	電子的決済サービスへの移行を進めているが、一部の取引先が明確な理由もないまま頑強に「紙」での支払を要求され続けており、完全電子化が実現できていない
4	電子化対応の裾野を広げる必要性	下請が重層構造になっている中では、1次下請が電子化に対応できても、2次下請、3次下請が電子化に対応するのは困難な場合もあり、そういった層にも浸透させることが重要
5	業界を跨いだ商取引における発注者側に対する対応の必要性	現状の各業界の自主行動計画ベースの対応では、受注者側にすべての支払いのしわ寄せが来てしまう。発注者側にも、何らかの対応が必要
6	大企業間の取引における手形の利用廃止	下請振興法の適用対象外の大企業間の取引において支払いサイトが長い手形が利用されている。そこを解決しないと取組みが進まない
7	自治体等が発行する小切手の存在	電子化の対応を進めているが、小切手の受

項番	項目	内容
		取のみが残っており、当該小切手は自治体発行のものや、商工会から地域振興券等の入金として小切手で受け取っているものが挙げられる
8	電子的決済サービスの周知・広報	でんさいなどの電子的決済サービスをそもそも知らない場合や、存在は知っていても割引 ¹⁹ 、裏書譲渡、分割が可能であることを知らない場合があるため、認知度向上を図っていく必要がある
9	電子的決済サービスの導入時における金融機関によるサポート	取引先が多い場合、電子的決済サービスを導入するに当たっては、取引先への説明に時間を要することがハードルとなる。そのため、各金融機関のフォローアップが重要である
10	資金繰り支援	支払サイトの短縮に伴って運転資金需要が生じる企業がどうしても出てくる。金融機関の支援が大変重要と思っているので、是非きめ細かい対応をお願いしたい

5. 今後の課題と方向性

(1) 政府からの要請事項

本年2月22日に開催された首相官邸「中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（以下「官邸WG」という。）第3回会合では、産業界および金融界の双方の関係省庁に対し、所管業種への働きかけの要請がなされた。具体的には、産業界に対して、約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定し、今夏を目処に各業種の自主行動計画に盛り込むかたちで改定すること、また、金融界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始することである（図表17）。

¹⁹ 利用に当たっては、金融機関の審査が必要となる。

【図表 17：これまでの官邸 WG における約束手形に係るトピックス】

項番	開催時期	概要
1	2021 年 1 月 (第 1 回会合)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業界・金融界による『約束手形の利用の廃止等に向けた自主行動計画』の策定を進めることを決定
2	2021 年 8 月 (第 2 回会合)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた各業界団体の自主行動計画の策定・改定時期を明示 ➢ 2021 年 10 月～11 月にフォローアップ調査を行い、年明けの第 3 回会合で結果を共有することを各省庁に周知
3	2022 年 2 月 (第 3 回会合)	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 中小企業等の活力向上に関する現状として、金融界を含む 51 団体全てにおいて自主行動計画の策定・改定を実施済であることが示されたほか、今後、約束手形の利用の廃止の道筋の具体化が必要であるとして、以下の取組方針が示された <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取引適正化に向けた取組を更に進めるため、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定を踏まえつつ、自主行動計画に下記の内容を盛り込む形で今夏を目処に改定いただくよう、事業所管省庁から業界団体に協力を要請</p> <p>① 約束手形の利用廃止を目指した業界としての具体的な段取りを策定すること</p> <p>※1 各業界団体において、約束手形の利用廃止を目指すにあたって課題となる異業種の取引先との間の慣行など、業種をまたいだ課題の抽出を行い、春頃までに中小企業庁に共有。また、中小企業庁において、各業界から寄せられた課題を整理し、各業界団体にフィードバック。各業界団体において、それらの課題に対する対応も自主行動計画の改定に盛り込む。</p> <p>※2 金融業界に対して、産業界における約束手形利用廃止の取組状況を踏まえつつ、2026 年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討を開始するよう要請。</p> </div>

これを受け、第 6 回検討会（2022 年 3 月 24 日開催）において、金融庁から、金融業界に対する本要請に関して、自主行動計画との整合性の観点から、当該検討の対象証券に小切手などを追加するよう要請があった。

これを受け、検討会において、当該検討に着手することとした。

(2) 来年度（2022 年度）以降の取組み

今年度は、「4. (4) 産業界と金融界の連携状況」にあるとおり、産業界との意見交換による直接対話を通じて、相互理解と連携・協働への着実なステップアップを図ることができたことから、今後も継続的に実施し、相互理解を深化していくとともに、未実施の業種へのアプローチを進めていく。

この意見交換を通じて、産業界から寄せられた様々な課題等については、金融界、産業界および関係省庁のそれぞれが解消に向けた取組みを行う必要があると考えられることから、金融界としては、自主行動計画に定められた取組みを強化しつつ、産業界および関係省庁との連携を引き続き行っていく必要がある。その中でも特に、地方公共団体から民間事業者への小切手による支払義務²⁰については、金融界からも「地方公共団体では、地方自治法があるがゆえに経費等の支払いに小切手が使われている」といった声が挙げられており、関係省庁への働きかけ等、必要な取組みを進めていく。

また、全銀協会員銀行へのヒアリングを通じて、2027年度以降を支払期日とする約束手形等が存在することが明らかになっており、目標時期（2026年度末）を見据え、こうした約束手形等の取扱いについても実態調査等を通じて、検討を進めていく必要がある。

加えて、「5.(1)政府からの要請事項」にあるとおり、産業界における自主行動計画については、今夏（2022年夏）を目途とした改定が求められていることから、業種毎に改定内容を確認するとともに、電子的決済サービスへの移行などを通じた約束手形等の利用の廃止に当たっての具体的な課題の把握に向け、関係省庁を通じて、産業界と密接な連携を図っていく必要がある。

6. 終わりに

2021年は年間削減目標の達成まであと一步の結果（目標達成率約95%）であった。今後は、2026年度末を期限とする目標達成に向けて、官民一体となったオールジャパンでの取組みをより一層強化していく必要がある。

また、本年2月の金融界に対する政府要請等、自主行動計画にもとづく取組みは、政府においても重要な施策と位置付けられており、今後、社会的な認知度がさらに高まることが期待される。こういった状況を踏まえ、金融界のみならず、政府や産業界の各主体が連携を図りながら、自主行動計画の実効性をより一層高めていくことが望まれる。

各金融機関は、本調査報告書を通じて各種取組みの進捗状況を確認し、必要に応じて各金融機関における施策の見直し等に活用するとともに、引き続き主体的かつ積極的な取組みを着実に実施する必要がある。

以 上

²⁰ 地方自治法第232条の6第1項において、「第235条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は、公金振替書を当該金融機関に交付しこれをするものとする」とされている。

Appendix

1. 手形機能の全面的な電子化チラシ

【表面】

【裏面】

2. 手形・小切手の全面的な電子化セミナー（オンラインセミナー）開催案内チラシ

【表面】

【裏面】

3. 電子交換所の設立や手形・小切手の全面的な電子化に関するリーフレット

【表面】

「電子交換所」を設立します

ご案内3つのポイント

POINT 1
 お客さまの手続方法等の変更は
 ございません。従来どおり、金融機関に
 おいて取立依頼を行っていただけます。

POINT 2
 すすでにお持ちの手形・小切手も
 引き続き利用可能ですので
 ご安心ください。

POINT 3
 2026年度までの全面的な電子化に向けて、
 電子記録債権・インターネットバンキング等
 の決済手段への移行をご検討ください。

電子化することで、
 こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
 万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

※取引先の金融機関の遠隔地取立等のお取立が変更となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。

紙の手形・小切手から
 電子的な決済手段への移行
 をご検討ください！

2026年度までの
 全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環境配慮やテレワーク対応に向けた社会的意義を持つとともに、企業・金融機関の業務効率化に貢献します。金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

電子記録債権・
 インターネットバンキングのご検討を！

電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客さまにおかれましても、電子記録債権の利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただけますようお願い申し上げます。

JBA 一般社団法人
 全国銀行協会

ご確認
 ください

手形の交換方法を電子化する
「電子交換所」
 設立のご案内

**2022年11月から、
 手形の交換方法が変わります**

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
 ぜひ、ご一読ください。

JBA 一般社団法人
 全国銀行協会

【裏面】

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

電子交換所の決済開始時期 **2022年11月予定**

電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。



用紙や記入方法 などはどう変わるの？

「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、QRコード付きの手形・小切手用紙に変更となる場合があります。

② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など

伍 伍
楷書 縦し文字

③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。

※その他の変更点については、当協定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。